

様式第1号

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の氏名

Ⓜ

連絡先（電話

）

令和6年5月24日に執行される市有財産（土地）の貸付一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて、申し込みます。

申込物件

所在地	地目	地積
盛岡市内丸9番11	宅地	786.70㎡

- 備考1 共同で申し込む場合、連名とすること。
2 証明書類は、発行日から3か月以内のものとする事。
3 押印する印鑑は、印鑑登録をしている印鑑とすること。
4 代理人により入札を行う場合、委任状が必要となります。

以下の欄には、記入しないでください。

- ① 受付番号 番
② 添付書類

(個人) 住民票 (法人) 登記事項全部証明書		印鑑証明書	
誓約書		委任状	
役員名簿		身分証明書	
実績報告書		納税証明書	
土地利用計画書		事業計画書	

様式第2号

誓 約 書

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 私（及び法人の役員等）は、盛岡市暴力団排除条例（令和27年盛岡市条例第9号）第9条第1項の暴力団員等ではありません。
- 2 私（及び法人の役員等）は、同条例第2条第1号の暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有している者ではありません。
- 3 私（及び法人の役員等）は、本誓約書1又は2に該当するものであるか否かを確認するため、貴市が本誓約書及び役員名簿を岩手県警察に提供することに同意します。
- 4 私は、貴市における一般競争入札（以下「入札」という）の規定を厳守し、公正な入札をいたします。次のいずれかに該当した場合は、貴市の入札参加資格の取消し又は停止を受けても異存ありません。
 - (1) 入札等において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (2) 落札者が契約を締結し、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (3) 市の契約担当職員が行う監督又は検査の実施に当たり、当該職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 著しく社会的信用を失墜する行為を行い、資格者として不適格と認められたとき。
 - (5) (1)から(4)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用したとき。

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の氏名

Ⓜ

様式第3号

役員名簿

応募者が個人である場合には応募者本人について、法人である場合には役員又はその支店若しくは応募する事業者の代表者について記入してください。

ふりがな 氏名	役職名	生年月日	住所 (市区町村名まで)
			都・道・府・県 市・区・町・村

※ 記載欄が足りない場合は、適宜行を追加してください。

実績報告書

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の氏名

㊞

1 時間貸平面駐車場管理運営等の実績

設置場所(施設)	設置(契約)期間

※ 令和6年度を契約期間に含む契約書等の写しを添付すること(契約金額については塗りつぶし可)。

なお、記載する実績は1件でよい。また、盛岡市以外との契約実績も可とする。

様式第5号

事業計画書

1 事前準備・工事

令和 年 月 日から令和 年 月 日までを予定

2 駐車場運営

令和 年 月 日から令和 年 月 日までを予定

3 撤去・原状回復

令和 年 月 日から令和 年 月 日までを予定

※整備に係るスケジュール表があれば添付してください。

様式第6号

土地利用計画書

- 1 種別
土地
- 2 所在地番
内丸9番11
- 3 地積（公簿）
786.70㎡
- 4 使用目的
時間貸平面駐車場
- 5 計画図面

※計画図面には、施設の配置状況を記載してください。

なお、別紙による提出も可とします。

様式第7号

保証金等納付書

- 1 保証の件名 市有財産（土地）の貸付（対象物件；内丸9番11）
- 2 保証の種類 ① 入札保証 ② 契約保証
- 3 保証の区分 ① 現金等（ ） ② 有価証券担保
- 4 保証（納付）額 金 _____ 円
- 5 3の②有価証券担保の内訳

証券等名称	有価証券の内容			保証価格 算定割合	保証価格 (納付額)	備 考
	回記号	番号	額面金額			

上記のとおり納付します。

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名

㊞

※代理人

住 所
氏 名

㊞

- 備考1 2及び3は、該当する番号に○印を付すこと。
- 2 3の①に○印を付す場合は、カッコ内に「現金」又は「小切手」の別を記入すること。
- 3 代理人が納付する場合は、本人の住所・氏名（押印は、不要）を記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印の欄に押印した印鑑を押印すること。

様式第 8 - 1 号

保証金等還付請求書（口座振込用）

- 1 保証の件名 市有財産（土地）の貸付（対象物件：内丸 9 番11）
- 2 保証の種類 ① 入札保証 ② 契約保証
- 3 保証の区分 ① 現金等（ ） ② 有価証券担保
- 4 保証(納付)額 金 _____ 円
- 5 3の②有価証券担保の内訳

証券等名称	有価証券の内容			保証価格 算定割合	保証価格 (納付額)	備 考
	回記号	番号	額面金額			

上記納付済の保証金等の還付を請求します。

振込先口座 銀行 支店

普通・当座 番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

振込先名義人

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名

Ⓜ

※代理人

住 所
氏 名

Ⓜ

様式第8-2号

(表)

保証金等還付請求書兼受領書 (直接還付用)

- 1 保証の件名 市有財産 (土地) の貸付 (対象物件: 内丸9番11)
- 2 保証の種類 ① 入札保証 ② 契約保証
- 3 保証の区分 ① 現金等 () ② 有価証券担保
- 4 保証(納付)額 金 _____ 円
- 5 3の②有価証券担保の内訳

証券等名称	有価証券の内容			保証価格 算定割合	保証価格 (納付額)	備 考
	回記号	番号	額面金額			

上記納付済の保証金等の還付を請求します。

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名

保証金の受領に使用する印

※代理人
住 所
氏 名

保証金の受領に使用する印

備考1 2及び3は、該当する番号に○印を付すこと。

2 3の①に○印を付す場合は、カッコ内に「現金」又は「小切手」の別を記入すること。

3 代理人が請求する場合は、本人の住所及び氏名 (押印は、不要) を記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印の欄に押印した印鑑を押印すること。

(裏)

収入印紙
200円
(法人のみ)

領 収 証 書

表面の納付済の保証金等を受領しました。

令和 年 月 日

盛岡市会計管理者 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び
代表者の氏名

印

様式第9号

入 札 書

一般競争入札に関して定める法令、盛岡市の例規等の条項に従い、次のとおり入札します。

件名：市有財産（土地）の貸付一般競争入札

（対象物件：内丸9番11）

金額			百万			千				円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	--	---

注 金額を訂正すると、失格となります。

令和 年 月 日

本人が入札する場合

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の氏名

印

※代理人

住 所

氏 名

印

備考1 金額は、1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に「¥」を付けること。

2 代理人が入札する場合、本人の住所・氏名（押印は、不要）を記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印の欄に押印した印鑑を押印すること。

様式第10号

委 任 状 (入札用)

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の氏名

印

私は、1の者を代理人と定め、2の市有財産（土地）の貸付一般競争入札及びこれに附帯する事項に関する一切の権限を委任します。

1 受任者

住 所

氏 名

代理人使用印

2 申込物件

所 在 地	種 別	地 目	地 積
盛岡市内丸9番11	土地	宅地	786.70㎡

備考1 代理人の身分証明書を添付すること（申込者が法人で、代理人が社員等の場合、身分証明書の提出は必要ありません。）。

2 代理人使用印の欄に押印する印鑑は、代理人が使用する印鑑を押印すること（代理人は、入札において、この押印した印鑑以外は使用できません。）。

様式第11号

入札辞退届

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の氏名

㊞

私は、令和6年5月24日に執行される市有財産（土地）の貸付一般競争入札（対象物件：内丸9番11）に参加するため、同年 月 日付けで申し込みましたが、諸般の事情により入札への参加を辞退させていただきます。

様式第12号

普通財産借受申込書

令和 年 月 日

盛岡市長 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話

盛岡市財務規則第186条第1項の規定により、普通財産の借り受けについて、貸付条件を承諾の上、次のとおり申し込みます。

記

1 借り受けたい財産の所在地、種別、細目及び数量

(1) 所在地 盛岡市内丸9番11

(2) 種 別 土地

(3) 細 目 宅地

(4) 数 量 786.70㎡

2 財産の用途

時間貸平面駐車場用地

3 借受けを希望する期間

令和 6 年 7 月 1 日から 令和 11 年 6 月 30 日まで

4 担保を供し、又は保証人をたてる場合の担保の額又は保証の性質並びに保証人の住所及び氏名

不動産賃貸借契約書（案）

盛岡市（以下「賃貸人」という。）と〇〇（以下「賃借人」という。）とは、不動産の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約物件及び貸付用途）

第 1 条 賃貸人は、その所有する次の不動産（以下「契約物件」という。）を「時間貸平面駐車場用地」として賃借人に貸し付けるものとし、賃借人は、これを借り受けて当該目的のため使用するものとする。

契約物件の表示

所在地	盛岡市内丸 9 番11
種 別	土地
細 目	宅地
数 量	786.70㎡

2 賃借人は、契約物件の使用に当たっては、この契約のほか、「市有財産（土地）の貸付一般競争入札応募要領」の内容を遵守するものとする。

（契約期間）

第 2 条 前条の貸付期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までとする。

なお、賃借人は、契約物件を令和 6 年 8 月 1 日までに貸付用途に供すること。

2 前項の規定による契約期間の延長及び契約の更新は行わないものとする。

（賃貸料）

第 3 条 契約物件の賃貸料は、年額 金〇〇〇〇円とする。ただし、令和 6 年度については、金〇〇円とし、令和 11 年度は、金〇〇円とする。

2 賃借人は、前項の規定による賃貸料を賃貸人が発行する納入通知書により、賃貸人が指定する期日（以下「支払期限」という。）までに賃貸人の指定する場所において支払うものとする。

（賃貸料の改定）

第 4 条 賃貸人は、前条の賃貸料が不動産価格の変動により、又は近隣の不動産の地代若しくは賃料に比較して不相当となったときは、将来に向かって賃貸料を改定することができる。

2 賃貸人は、前項の規定により賃貸料を改定するときは、あらかじめ書面により賃借人に通知するものとする。

（契約保証金）

第 5 条 賃借人は、この契約の締結による保証金（以下「契約保証金」という。）として、金〇〇円を納付しなければならない。

2 賃貸人は、賃借人が賃貸人に対して負担する一切の債務を弁済し、かつ、この契約を履行し

たこと及び契約物件の原状回復状況を確認した後に、賃借人の請求に基づいて契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(遅延損害金)

第6条 賃借人は、賃貸料を支払期限までに支払いをしないときは、盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例（昭和25年条例第32号）第3条第1項の規定による延滞金の額の計算によって算出した額を遅延損害金として賃貸人に支払わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。ただし、あらかじめ文書により賃貸人に申し出て、賃貸人の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) この契約によって取得した権利を譲渡し、又はその権利を担保に供しないこと。
- (2) 契約物件を転貸しないこと。
- (3) 契約物件の形質を変改し、又は第1条に規定する貸付用途以外の用に供しないこと。
- (4) 建物を建築しないこと。

(費用負担)

第8条 時間貸平面駐車場の設計、整備、運営、維持管理、修繕及び撤去等に係る費用は、賃借人の負担とする。

2 契約物件に投じた必要費及び有益費、契約物件に課される租税公課並びに契約物件に付帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の設置に必要な費用及び使用に必要な経費は、すべて賃借人の負担とする。

(契約物件の保全義務等)

第9条 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって、契約物件の維持保全に努めなければならない。

2 賃借人は、駐車場の美観維持及び紛争防止に努めるとともに、駐車場経営に関して生じた利用者及び近隣住民等からの要望及び苦情等のすべてについて、自らの責任において処理しなければならない。

3 賃借人は、契約物件の全部又は一部が滅失又は毀損したとき、若しくはそのおそれがあるときには、直ちにその状況を賃貸人に報告しなければならない。

(損害賠償)

第10条 賃借人は、その責に帰する事由により、契約物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、契約物件の損害に相当する金額を損害賠償として、賃貸人に支払わなければならない。ただし、賃貸人の指示により契約物件を原状に回復したときは、この限りではない。

2 賃借人は、この契約に定める義務を履行しないために、賃貸人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、賃貸人に支払わなければならない。

(違約金)

第 11 条 賃借人は、第 7 条及び第 9 条の規定に違反したとき又は第 16 条第 2 項各号に該当したときは、違約金として賃貸料の 3 か月分に相当する金額を、賃貸人が発行する納入通知書により、賃貸人が指定する期日までに、賃貸人の指定する場所において支払わなければならない。

2 前項の規定は違約罰であって、第 10 条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第 1 項の規定は、第 16 条に規定する賃貸人の契約解除権の行使を妨げないものとする。

(契約不適合責任)

第 12 条 賃借人は、契約物件に関して契約の内容に適合しない状態がある場合でも、賃貸人に対して、賃貸料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(使用状況の確認)

第 13 条 賃貸人は、賃借人に対して、契約物件の使用状況及び売上状況等について、実地に調査し、又は所要の報告若しくは参考となるべき資料の提出を求めることができるものとする。

2 賃貸人は、必要に応じて、賃借人に対して、前項の報告に関する事項について、聞き取り調査を行い、又は参考となるべき資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、賃借人は、その調査又は要求等を拒み、又は妨げてはならない。

3 前 2 項の規定による報告や提出書類の内容を確認した結果、適切に履行されていないと判断した場合、賃貸人は、賃借人に対して、指導を行うものとする。

(第三者への損害)

第 14 条 賃借人は、契約物件を貸付用途に供したことによって、第三者に損害を与えたときは、賃貸人の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 賃貸人が、賃借人に代わって前項の賠償の責を果たしたときは、賃貸人は、賃借人に対して求償することができるものとする。

(事故や盗難等)

第 15 条 賃貸人は、駐車場での事故や売上金若しくは釣り銭の盗難及び毀損について、明らかに賃貸人の責に帰すべき事由によるものを除き、その責を負わないものとする。

(契約の解除)

第 16 条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 賃貸人が、契約物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。ただし、賃貸人は、解除しようとする日の 3 か月前までに書面により、賃借人に通知するものとする。

(2) 賃借人が、この契約の期間満了前に、この契約の解除を申し出たとき。ただし、賃借人は、解除しようとする日の 3 か月前までに書面により、賃貸人に通知するものとする。

2 賃貸人は、賃借人が、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告その他の手続きを要することなく、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

(1) 支払期限までに賃貸料の支払いを怠ったとき。

- (2) 第7条の規定に違反、又は第9条に記載の義務を果たさなかったとき。
- (3) 第12条第3項の規定による指導を受けたにもかかわらず、賃借人が適切な対応をとらない場合
- (4) 役員等（賃借人が個人である場合にはその者を、賃借人が法人である場合にはその法人の役員をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (5) 法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が自己又は自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 暴力団又は暴力団員が契約物件を使用していると認められるとき。
- (10) その他、この契約に定める義務に違反したとき、又は履行しないとき。

3 賃貸人は、前項の規定により契約を解除したときに、賃借人に損害があっても、その賠償の責を負わないものとする。

（契約物件の返還及び原状回復義務）

第17条 賃借人は、契約期間が満了したとき、又は第16条の規定により、この契約が解除されたときは、賃貸人の指定する期日までに、賃借人の負担により契約物件を原状に回復して、賃貸人に返還するものとする。

2 賃借人は、賃貸人に対し、返還に伴って発生する費用及び立退料等一切の請求をすることができないものとする。

（契約の費用）

第18条 この契約の締結に要する費用は、賃借人の負担とする。

（管轄裁判所）

第19条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、賃貸人の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって、管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第20条 この契約の各条項の解釈について疑問を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、賃貸人、賃借人協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、賃貸人、賃借人記名押印の上、それぞれその1通を

保持するものとする。

令和 年 月 日

盛岡市内丸12番2号

賃貸人 盛岡市

代表者 盛岡市長 内 舘 茂

住 所

賃借人

氏 名

印

令和 年 月 日

質 問 票

盛岡市長 内 舘 茂 様

(質問者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

担当部局名

担当者氏名

担当連絡先

電話番号：

FAX 番号：

e-Mail：

要 領 ページ数	項 目	質 問 内 容

※注意点

質問事項は、1 欄に 1 項目を記入してください。